第七十条の十三第一項中「第七十条の七の十第二項」を「第七十条の七の十四第二項」に改める。

第七十四条第一項、第七十四条の二第一項、第七十四条の三第一項、第七十六条及び第七十七条の二中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第八十条第一項中「第二十五条第二項」を「第二十四条第二項」に、「第二十四条第一項」を「第二十三条第一項」に、「第二十五条第一項」を「第二十四条第一項」に、「第二十七条第二項」を「第二十六条第二項」に、「認定特定事業再編計画」を「認定特別事業再編計画」に、「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項」に、「第二十七条第一項」を「第二十六条第一項」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第百十四条第二項」を「第百二十八条第二項」に、「認定創業支援事業計画」を「認定創業支援等事業計画」に、「第百十三条第一項又は第百十四条第一項」を「第百二十七条第一項又は第百二十八条第一項」に、「第二条第二十六項」を「第二条第二十五項」に、「特定創業支援事業」を「特定創業支援等事業」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、中小企業等経営強化法第十四条第二項に規定する認定経営力向上計画（同法第十三条第二項第三号の経営力向上の内容として同法第二条第十項に規定する事業承継等を行う旨の記載があるものに限る。）に係る同法第十三条第一項又は第十四条第一項の認定に係るものであつて産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号）の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間にされたこれらの認定に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの認定の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一　事業に必要な資産の譲受けの場合における不動産の所有権の取得　千分の十六

二　合併による不動産の所有権の取得　千分の二

三　分割による不動産の所有権の取得　千分の四

第八十一条第一項及び第八十二条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第八十三条の二の二を第八十三条の二の二とし、第八十三条の次に次の一条を加える。

（低未利用土地権利設定等促進計画に基づき不動産を取得した場合の所有権等の移転登記等の税率の軽減）

第八十三条の二　都市再生特別措置法第百九条の六第二項第一号の者が、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号）の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に、同条第一項に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき、同条第二項第二号の土地又は建物の所有権、地上権又は賃借権の取得をした場合には、当該土地又は建物の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該低未利用土地権利設定等促進計画に係る都市再生特別措置法第百九条の八の規定による公告があつた日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の移転の登記にあつては千分の十とし、地上権又は賃借権の設定又は移転の登記にあつては千分の五とする。

第八十四条の二の次に次の二条を加える。

（特定連絡道路工事施行者が取得した特定連絡道路に係る土地の所有権の移転登記の免税）

第八十四条の二の二　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第五条第二項に規定する特定連絡道路の工事を行う同条第一項に規定する特定連絡道路工事施行者が、道路法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第六号）の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に、当該特定連絡道路の用に供する土地の所有権の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

（相続に係る所有権の移転登記の免税）

第八十四条の二の三　個人が相続（相続人に対する遺贈を含む。以下この条において同じ。）により土地の所有権を取得した場合において、当該個人が当該相続による当該土地の所有権の移転の登記を受ける前に死亡したときは、平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に当該個人を当該土地の所有権の登記名義人とするために受ける登記については、登録免許税を課さない。

2　個人が、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第　号）の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの間に、土地について相続による所有権の移転の登記を受ける場合において、当該土地が相続による土地の所有権の移転の登記の促進を特に図る必要があるものとして政令で定めるものであり、かつ、当該土地の当該登記に係る登録免許税法第十条第一項の課税標準たる不動産の価額が十万円以下であるときは、当該土地の相続による所有権の移転の登記については、登録免許税を課さない。

第八十四条の七第四項中「株式会社産業革新機構」を「株式会社産業革新投資機構」に、「第九十五条第一項」を「第九十九条第一項」に改める。

第八十七条第一項中「同法第二十三条第二項第一号又は第二号」を「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第二項第一号又は第二号」に、「が、平成二十五年四月一日からその年度（その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この条において同じ。）の開始前一年間における酒類の製造場から移出した酒類（酒税法第二十八条若しくは第二十九条の規定又は第八十七条の六の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）の数量が一万キロリットル以下である酒類の製造者（以下この条において「特例適用製造者」という。）が、平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで」に改め、「（その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「清酒等のそれぞれの酒類（同法第二十八条又は第二十九条の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）」を「酒類」に改め、「移出した」の下に「清酒等のそれぞれの酒類の」を加え、「清酒等の製造者」を「特例適用製造者」に改め、「規定にかかわらず」の下に「、次の表の上欄に掲げる酒類の移出の日が同表の中欄に掲げる期間のいずれに属するかに応じ」を加え、「百分の八十（合成清酒及び発泡酒にあつては、百分の九十）」を「同表の下欄に定める割合」に改め、同項に次の表を加える。

酒類	期間	割合
酒税法第三条第七号に規定する清酒、同条第九号に規定する連続式蒸留焼酎、同条第十号に規定する単式蒸留焼酎又は同条第十三号に規定する果実酒（同条第三号ハに規定するその他の発泡性酒類に該当するものに限る。）	平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで	百分の八十
酒税法第三条第十三号に規定する果実酒（同条第三号ハに規定するその他の発泡性酒類に該当するものを除く。）	平成三十二年十月一日から平成三十五年三月三十一日まで	九十分の六十四
酒税法第三条第八号に規定する合成清酒又は発泡酒	平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで	百分の九十